

資料 3

平成 21 年度高齢者虐待防止対策関係事業予算及び取り組み内容について

1. 事業目標

各区健康福祉課を中心として地域包括支援センター、地域保健福祉センター（または健康福祉課地域保健福祉担当）等の相談体制の充実と地域の関係者の理解を深めていくことで、虐待の防止と養護者への支援をすすめる。

2. 予算内訳 6,134 千円

1. 高齢者虐待について、マニュアル、相談窓口の周知・啓発

○パンフレット・マニュアル作成等

450 千円

a 住民への周知・啓発活動

- ・ 高齢者虐待防止パンフレット・広報誌の製作
- ・ 地域包括支援センターによる地域の老人クラブ・自治会等での普及・啓発継続
- ・ 虐待の引き金となりやすい認知症などの正しい理解のためにキャラバン・メイト養成講座・認知症サポーター養成講座の開催

b 居宅介護支援事業所・介護保険施設等へ的高齢者虐待防止法について周知

- ・ 各区・各地域包括支援センター協働でのマニュアル理解のための勉強会
- ・ 施設ケースへの各区対応フローチャートの検討

2. 高齢者虐待の対応のための体制整備・ネットワーク構築への取組

a 生活圏域内での地域をつなぐネットワークづくり

- ・ 地域包括支援センターによる民生委員協議会の定例会への参加
- ・ 地域包括支援センターによる圏域ケア会議での連携
- ・ 各区による高齢者ケア会議の開催
- ・ 各区、社会福祉協議会による高齢者見守りネットワーク事業
- ・ 高齢者虐待ケースにおける各区、地域包括支援センター、介護保険サービス事業所、居宅介護支援事業所、医療機関等による情報収集ミーティングの開催及び評価見直し
- ・ 成年後見制度における市長申立の活用

b 高齢者虐待対応専門職チームの活用

- c ○ 高齢者虐待防止連絡協議会** 180 千円
継続して開催し、関係者との連携・協力体制を検討しその構築に資する。
- d ○ 相談員専任職員（社会福祉士）配置 1 名** 2,406 千円
専門的視点での相談助言と事例からの課題の整理をすすめる。

3 . 高齢者虐待防止のため、緊急一時保護施設の確保の継続

- 緊急保護施設 1 床** 1,080 千円
高齢者虐待防止のための緊急一時保護施設を確保する。
- 老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置費** 1,788 千円
特養・ショートステイ・グループホームへの措置

4 . 虐待を発生させないための関係職員の研修の充実

230 千円

関係する職員の質の向上を計り、被虐待者及び養護者への支援をより効果的にすすめていくために、研修を行う。

対象：区健康福祉課担当者、地域包括支援センター、地域保健福祉センター職員

内容：(1) 事例検討会の開催

- ・事例紹介を通して、各区おける事例への支援内容や支援体制の情報交換
- ・事例検討会にスーパーバイザーを講師として依頼する。

(2) 研修会の開催

- ・高齢者虐待防止に必要な知識を得る